

第3回 遠賀川河口域利用対策協議会
資料

項 目

1. 不法係留船対策に係る経緯
2. 不法係留船対策に係る計画書の概要
3. 第1期重点的撤去区域の公示概要

平成24年2月17日

1. 不法係留船対策に係る経緯

- ・遠賀川河口域の不法係留船対策を推進するため、各関係者と意見交換をかさね『遠賀川河口域における不法係留船対策に係わる計画』の策定及び『第1期重点的撤去区域』の公示を実施。

【経緯】

第1～5回 西川利用対策会議（平成21年5月～平成22年6月）

地元住民・水面利用者・地元自治体らとの意見交換



第1回 遠賀川河口域利用対策協議会（平成22年9月16日）

行政手続きに基づき、学識経験者、地元自治体・警察・河川管理者らで構成する協議会を設置。不法係留船対策に係る計画の策定を推進



第1回 遠賀川下流部利用者会議（平成22年11月25日）

「西川利用対策会議」の名称を変更し、地元関係者らとの意見交換を実施

名称変更



第2回 遠賀川河口域利用対策協議会（平成23年1月26日）

『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画』及び『第1期重点的撤去区域』についての合意を得る。



公示（平成23年2月28日）

協議会から合意を受け、不法係留船対策に係る計画に基づき、**第1期重点的撤去区域**の設定を国土交通省九州地方整備局・福岡県の連名で公示。



第2回 遠賀川下流部利用者会議（平成23年12月15日）

第1期重点的撤去区域の報告と第2期重点的撤去区域の設置等について地元関係者らとの意見交換を実施

本年度実施



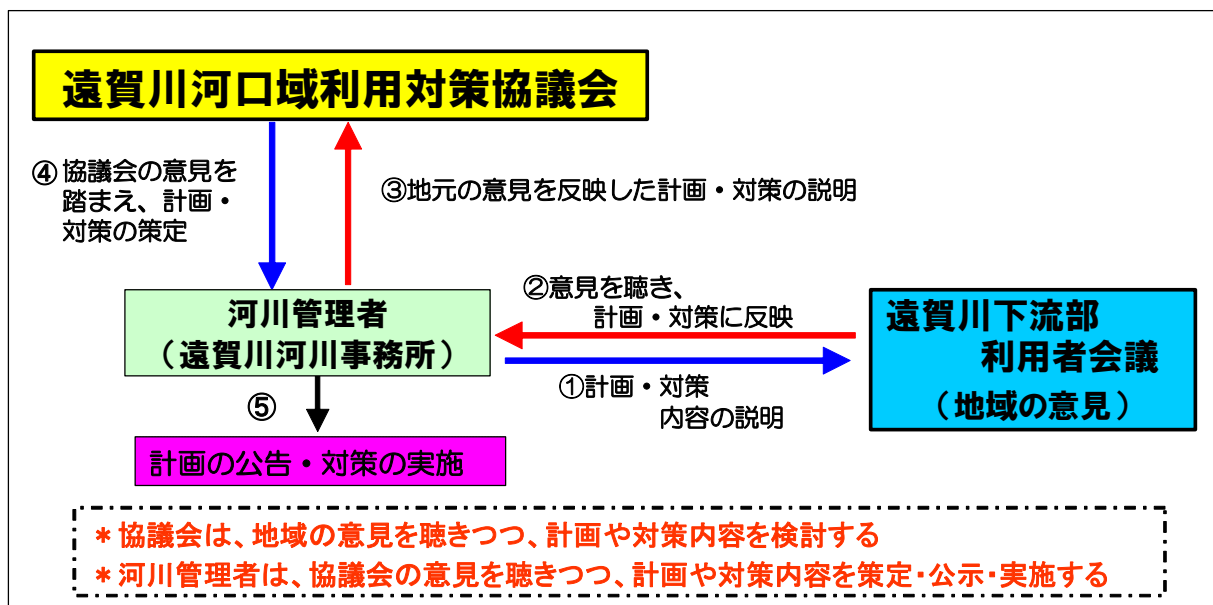
第3回 遠賀川河口域利用対策協議会（平成24年2月17日）



公示（平成24年3月 **～予定～**）

【参考】

「遠賀川河口域利用対策協議会」と「遠賀川下流部利用者会議」の関係



2. 不法係留船対策に係る計画書の概要

- ・第2回遠賀川河口域利用対策協議会（平成23年1月26日）での意見を踏まえ、「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画」（平成23年2月）を策定した。その主な項目は下記の3点である。（詳細は「参考資料-1」を参照）

① 段階的な重点的撤去区域の設定（第1期～第5期に区分）

→治水的・河川環境的に問題が大きいと考えられる西川高水敷・遠賀川河口右岸砂浜から第1期重点的撤去区域を設定し段階的に拡大。

② 受け皿となる保管施設は、周辺の既存施設・新規整備施設を活用

→福岡県北部地域にある既存のマリーナ等や平成24年に整備される脇田フィッシャリーナの活用による対応。

③ 規制措置の周知

→重点的撤去区域の設定にともない強制的な規制措置（代執行など）を実施することから、事前にプレジャーボートの所有者等に対して広く周知を実施。

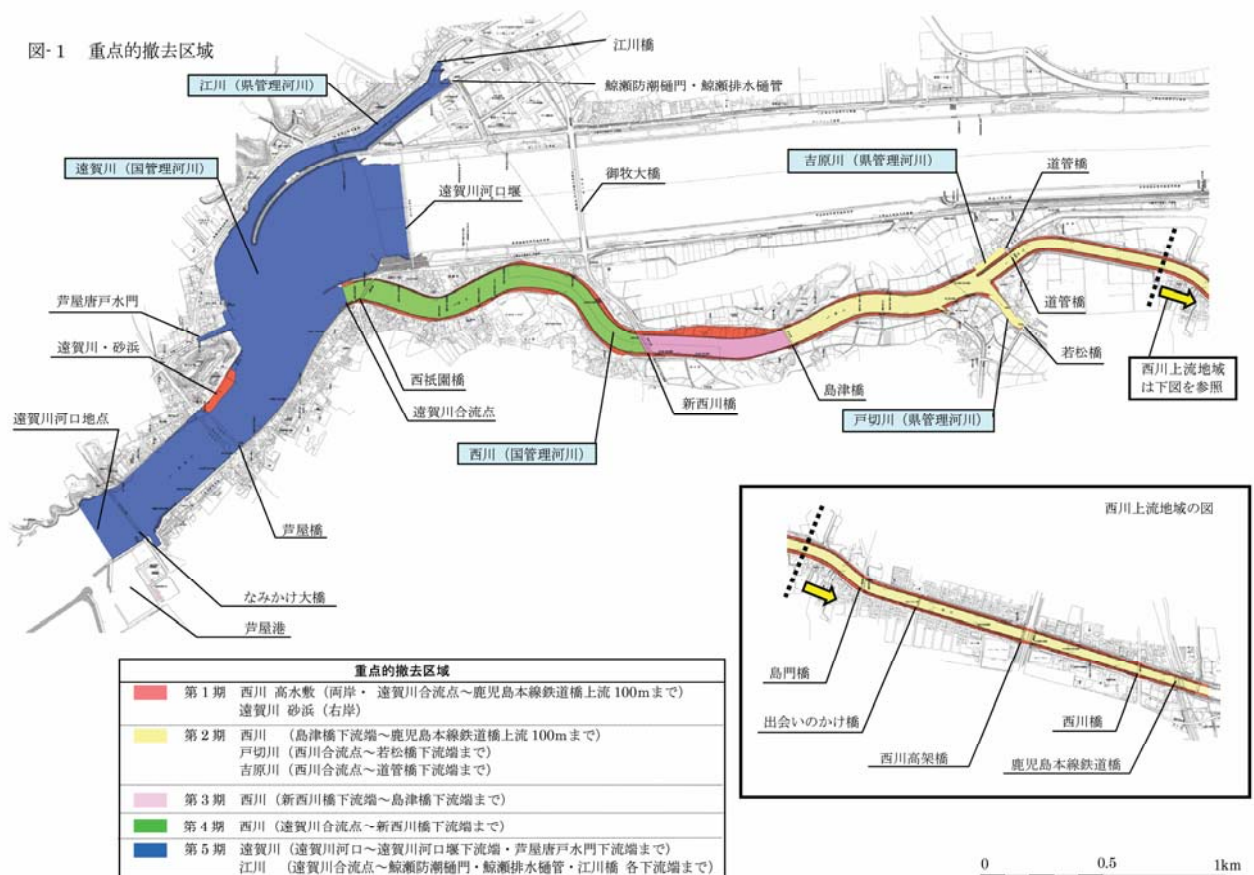
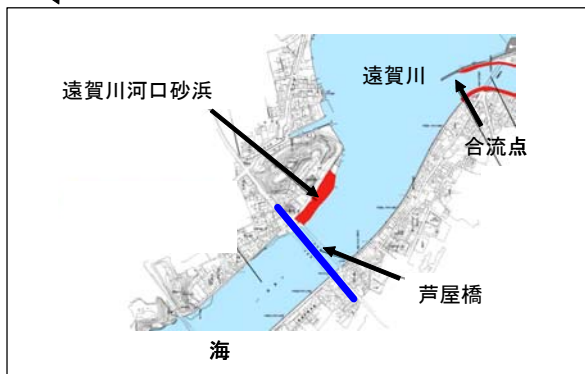
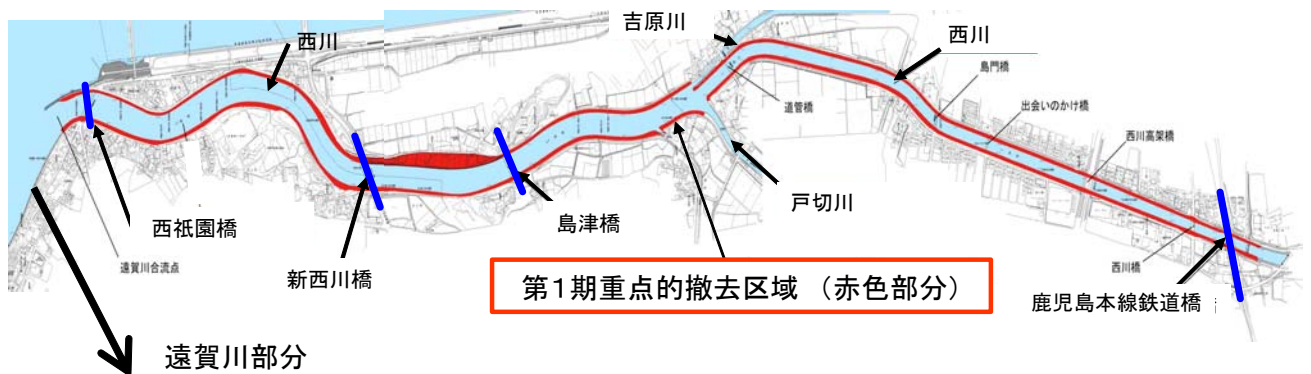
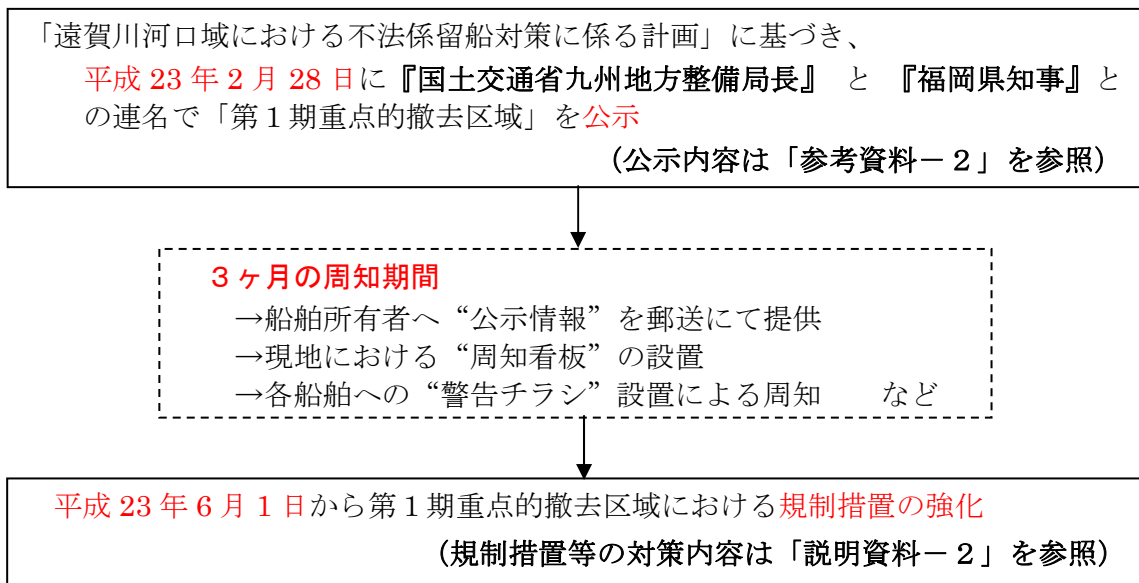


図-1 段階的に設定する重点的撤去区域（第1期～第5期）

3. 第1期重点的撤去区域の公示概要

- ・第2回遠賀川河口域利用対策協議会（平成23年1月）での意見を踏まえ、「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画（平成23年2月）を策定。この計画に基づき第1期重点的撤去区域を平成23年2月28日に公示。

【公示とその後の流れ】



- 【第1期重点的撤去区域の範囲】**
- ◇遠賀川・右岸（砂浜）
→河口から0.95km付近の砂浜
 - ◇西川・両岸（高水敷）
→遠賀川合流点からJR鉄橋上流100mまでの約5.6kmの高水敷

図－2 公示された『第1期 重点的撤去区域』の範囲 （詳細は参考資料－2を参照）

第3回 遠賀川河口域利用対策協議会 資料

項 目

1. 第1期重点的撤去区域の公示後の対策
2. 平成23年9月の実態調査結果

平成24年2月17日

1. 第1期重点的撤去区域の公示以降の不法係留船対策

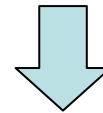
(1) 実施対策

ホームページによる 情報提供
(平成22年10月から実施)



遠賀川河川事務所のホームページ

周知看板の設置 (10ヶ所)
(平成23年2月 実施)



既設の看板を再利用



ポスターの設置
(平成23年3月から実施)

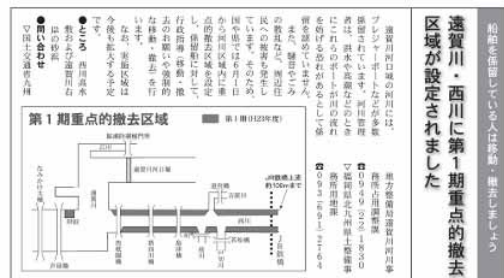
- ・ 公共施設、大型商業施設等にポスターを掲示



地元広報誌による周知



芦屋町広報誌 平成23年5月9日版



遠賀町広報誌 平成23年5月10日版

警告チラシの設置

(平成23年3月、7月、9月 実施)

- ・遠賀川河口域に不法係留されている船舶に対してチラシを設置。また、船台や電柱・電源類、係船柱、倉庫といった不法工作物等にも設置。



全船舶に設置した状況



船舶に設置した一例



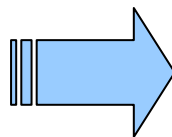
船台に設置した一例



電源類に設置した一例



利用されていない係船柱に警告チラシを設置
(平成23年7月設置)



警告した係船柱を利用できないように「土のう袋」を巻き付け、さらに警告
(平成23年9月設置・今後撤去予定)



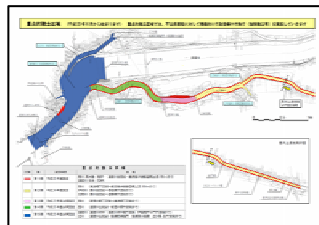
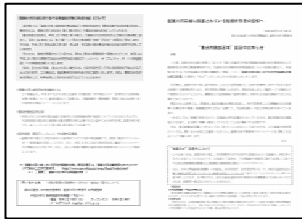
係船柱における警告チラシ設置後は、自主的に係船柱を撤去している事例が見られる。

船舶所有者に対して『重点的撤去区域に関する情報』を郵送にて提供

(平成23年3月・7月 実施)

【ダイレクトメールの実施】

1. 平成23年3月11日 発送数 654通 (対象河川全体)
2. 平成23年7月8日 発送数 35通 (第2期重点的撤去区域を対象)
(第2期重点的撤去区域において郵送により周知できない船舶は現地にて情報提供)



提供した情報



所有者が不明な船舶については、現地にて写真入りで情報を提供
(10隻分・第2期重点的撤去区域)

高水敷への車両進入規制

(平成23年7月~9月 実施)

- ・ 秩序ある河川利用を推進するため、西川高水敷において車両の進入を規制。



駐車スペースを制限するために車止めを設置



車両の進入を防ぐ施設を設置

塵芥処理

(平成 24 年 2 月 実施)

- ・高水敷にある所有者不明、かつ価値が無いと判定された船舶を塵芥として処理。

【処理船舶】

高水敷に放置された船舶 4 隻

遠賀川高水敷 = 2 隻

西川高水敷 = 2 隻



高水敷に放置された船舶をクレーンで移動撤去

船価鑑定の実施

(平成 23 年 6 月・12 月 実施)

- ・今後、強制撤去となる可能性のある船舶・船台について第 2 期重点的撤去区域を中心に第三者機関による船価鑑定を実施。(船舶 34 隻 船台 4 台)



第三者機関による出張鑑定の状況

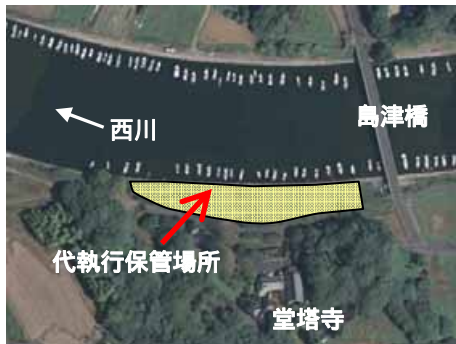
SK		11-QF-00554 33
Shin Nihon Kentei Kyokai		
LICENSED BY JAPANESE GOVERNMENT		
②	漁船	1) キャビン及び船側FRP劣化 (写真4 1) 2) 船首部FRP艇内による破損 (写真4 2)
西川第四期右岸		
①	漁船	1) ガンネル破損及びデッキFRP劣化 (写真4 4) 2) デッキFRP劣化 (写真4 5)
②	漁船	1) ガンネル破損及びデッキFRP劣化 (写真4 7) 2) デッキFRP劣化 (写真4 8)
③	漁船	1) ガンネル破損及びデッキFRP劣化 (写真5 0 & 5 1)
3. 評価		
17隻の放置船舶は、損傷及び劣化状態の通り、明らかに経済的に修復不可能な状態であった。また船舶の材質がFRPであることからスタラップとしての評価はない。		
従ってこれら17隻の船舶は“価値なし”と評価した。		
上記の通り鑑定した。		

第三者機関による鑑定書 (一部)

代執行による船舶の一時保管場所の確保

(平成23年12月に整備済)

- ・今後、重点的撤去区域の拡張にともない強制執行の可能性が高くなることから、撤去した船舶を一時保管する場所が必要となる。このため、西川左岸・島津橋下流にある国有地を活用し、船舶の保管場所を整備した。最大で33隻の船舶が陸上で保管・仮置きが可能となる。



一時保管場所設置の位置図



一時保管場所の整備状況

保管場所の拡大

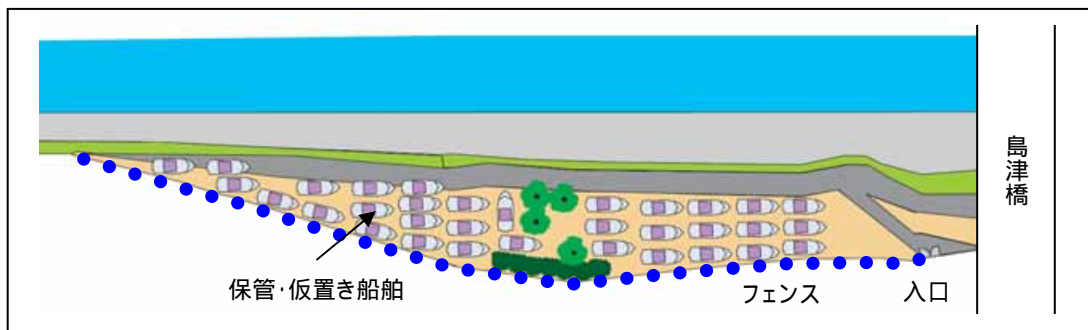


図-1 一時保管場所における船舶の収容状況（イメージ）

参考 《規制措置となる代執行について》

簡易代執行

船舶の所有者が判明しない場合は、河川法にもとづき撤去。その後、一定期間保管し処分。（船舶の価値を評価し、売却か廃棄かを決め処分）

行政代執行

船舶の所有者が判明する場合は、行政代執行法にもとづき撤去。その後、適切に保管し、引き取りを命じ、撤去保管にかかる費用を請求。

(2) 第1期重点的撤去区域における変化 (H22 H23)

- ・第1期重点的撤去区域では平成23年度に自主撤去(50隻)が進み全ての船舶が撤去された。
- ・行政側による塵芥処理は、昨年度分を含め、西川高水敷15隻、遠賀川高水敷4隻となっている。

表-1 第1期重点的撤去区域の変化(船舶数の変化:69隻 0隻)

	区分	H22年度 (H22.9時点)	H23年度 (H24.1時点)	減	減少の内訳
西川高水敷	船舶	19隻	0隻	-19	4隻自主撤去 15隻塵芥処理
	船台	12台	0台	-12	11台自主撤去 1台塵芥処理
	電源類	21基	0基	-21	21基自主撤去
遠賀川高水敷	船舶	50隻	0隻	-50	46隻自主撤去 4隻塵芥処理
	船台	56台	0台	-56	56台自主撤去
	倉庫類	3基	0基	-3	3基自主撤去

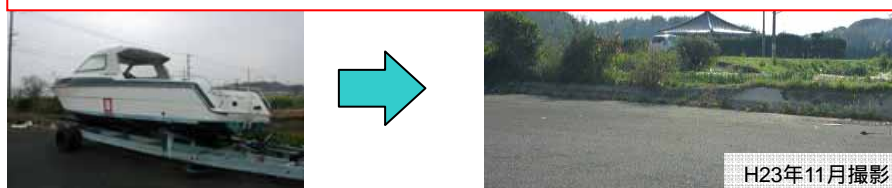
遠賀川高水敷

船舶・船台などの自主撤去状況



西川高水敷

船舶・船台などの自主撤去状況



電気メーター・電柱の自主撤去状況



H23年11月撮影

西川高水敷での船台の自主撤去状況



H23年7月撮影

2. 平成 23 年 9 月の実態調査結果

(1) 調査結果の集計

経年変化（国管理区間のみ）

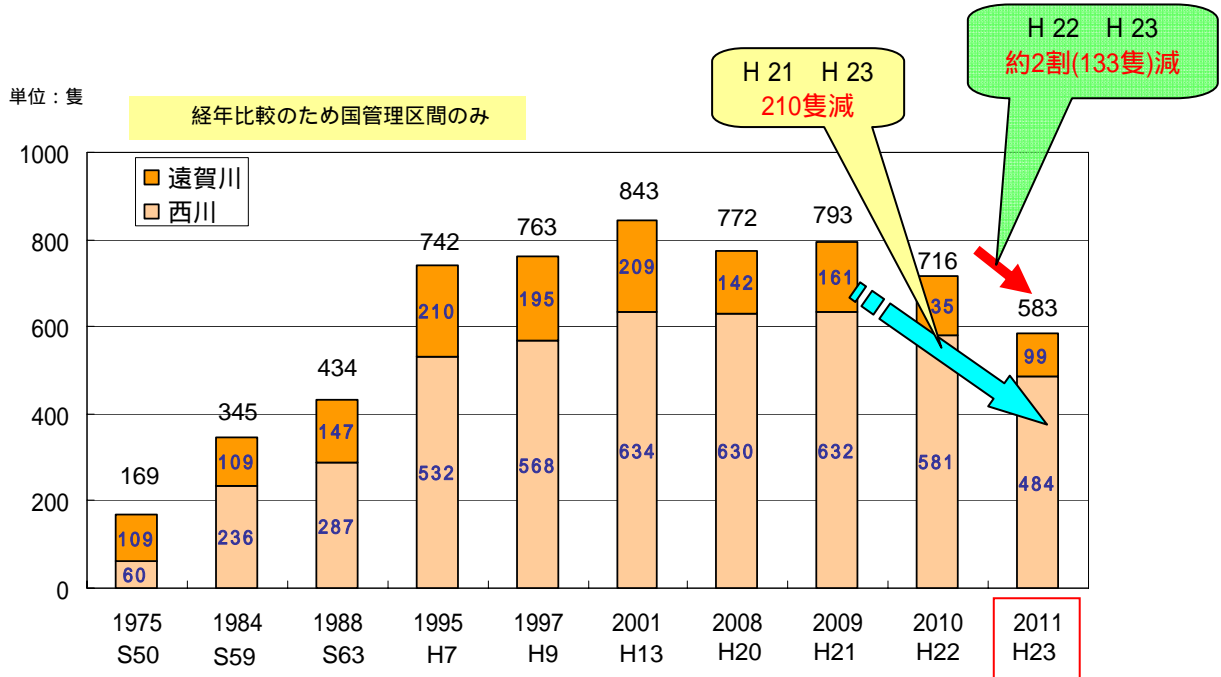


図 - 2 西川及び遠賀川での経年変化（S50-H22）

H21 から H23 年の比較

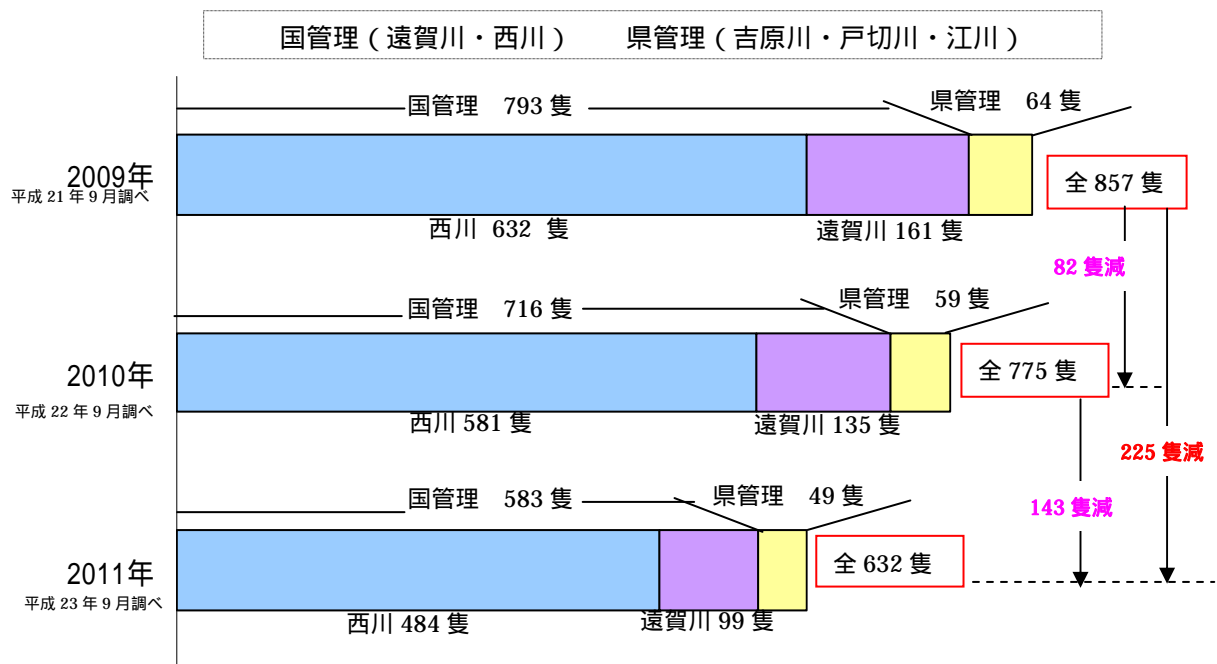


図-3 遠賀川河口域における比較（H21 H23）

河川別の変化

表-2 河川別の3年間の比較

	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
西川	632隻 (100%)	581隻 (91.9%)	484隻 (76.6%)
遠賀川	161隻 (100%)	135隻 (83.9%)	99隻 (61.5%)
計(国)	793隻 (100%)	716隻 (90.3%)	583隻 (73.5%)
吉原川	4隻 (100%)	4隻 (100%)	2隻 (50.0%)
戸切川	7隻 (100%)	7隻 (100%)	3隻 (42.9%)
江川	53隻 (100%)	48隻 (90.6%)	44隻 (83.0%)
計(県)	64隻 (100%)	59隻 (92.2%)	49隻 (76.6%)
合計	857隻 (100%)	775隻 (90.4%)	632隻 (73.7%)

%は、H21年を100%として比較

重点的撤去区域別の変化

表-3 重点的撤去区域別の三年間の傾向

	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期	
	H21	88隻	100%	63隻	100%	171隻	100%	389隻	100%	146隻
H22	69隻	78.4%	59隻	93.7%	162隻	94.7%	352隻	90.5%	133隻	91.1%
H23	0隻	0%	45隻	71.4%	139隻	81.3%	303隻	77.9%	123隻	84.2%

H23の第1期は、H24.1データを利用。それ以外は毎年9月に実施している調査結果を利用
%は、H21年を100%として比較

《不法係留船の減少を伝える新聞記事》

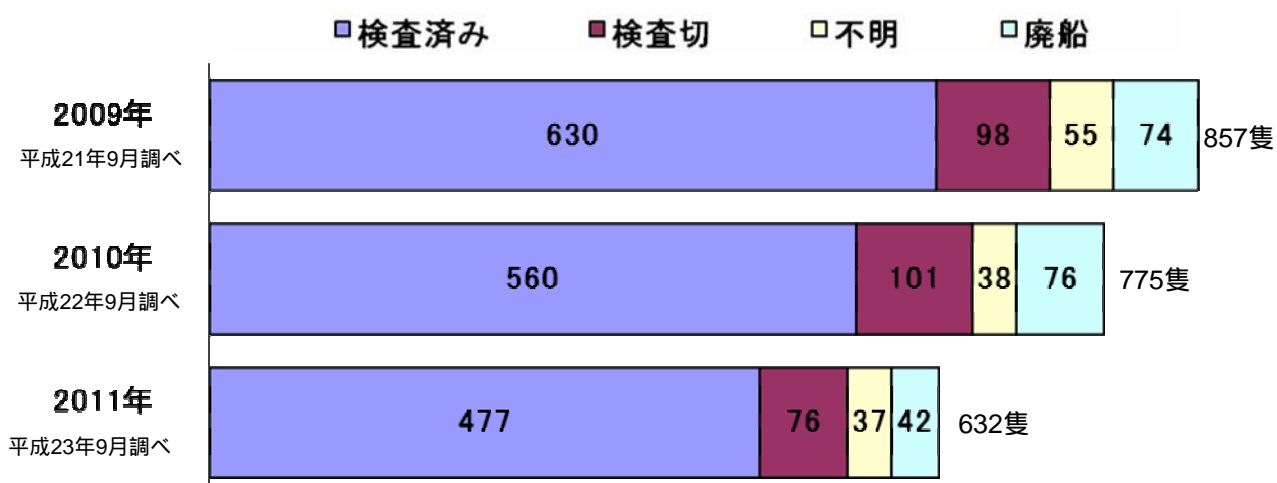


2011/12/21 毎日新聞 筑豊版



2011/12/16 西日本新聞 北九州版

不法係留船・放置の内訳（検査済などについて）



平成21年9月・平成22年9月・平成23年9月調査結果より

図-4 不法係留船の内訳

検査済とは

日本小型船舶検査機構による定期検査の検査期間が有効な船舶
航行しても問題がない船舶。検査切れの船舶は、航行すると違法となる。

表-4 検査状況と廃船の比較（H22 H23）

	H22	H23	結果
検査済	560 隻	477 隻	83 隻減
検査切	101 隻	76 隻	25 隻減
不明	38 隻	37 隻	1 隻減
廃船	76 隻	42 隻	34 隻減

平成22年9月・平成23年9月調査結果から作成

所有者の特定と居住地

- ・8割(84%)の船舶で所有者が判明しており、所有者の半数近くが北九州市に在住している。

表-5 所有者の特定率と居住地別の割合

	H22年9月(775隻)		特定率
	H23年9月(632隻)		
所有者特定	H22.9 631隻	H23.9 531隻	81.4%(H22)
所有者非特定	H22.9 144隻	H23.9 101隻	84.0%(H23)

地域	隻	割合
北九州市全体	262	49.3%
八幡西区	154	29.0%
若松区	44	8.3%
小倉南区	18	3.4%
八幡東区	17	3.2%
戸畑区	12	2.3%
小倉北区	11	2.1%
門司区	6	1.1%
芦屋町	44	8.3%
岡垣町	40	7.5%
水巻町	31	5.8%
中間市	27	5.1%
遠賀町	18	3.4%
直方市	20	3.8%
宗像市	21	4.0%
その他	68	12.8%
合計	531	100.0%

所有者特定は、日本小型船舶検査機構への問い合わせによる

平成23年9月調査結果から作成

遠賀川河口域周辺の既存等の保管施設について

- ・ 遠賀川河口域周辺のマリーナ(北九州市～芦屋町～岡垣町～宗像市～福津市)に問い合わせを行い収容余力を把握した。



注1) 芦屋地区の河川内2施設(ヨットハーバー芦屋、芦屋マリン)ただし、この2施設は河川占用許可を受ける必要がある

注2) 上記隻数には、脇田フィッシャリーナ(脇田F・100隻)を含む。ただし、漁港受け入れを含まず。

受け入れ施設となる遠賀川河口域保管施設に対する占用許可（現在 協議中）

遠賀川河口域にある“ヨットハーバー芦屋”・“芦屋マリン”に対し、『第2回・遠賀川河口域利用対策協議会（平成23年1月）』において、水面の利用の向上及び適正化に資する者であると認められたことから、現在、治水上・環境上の問題点の改善を進め、河川敷の占用を許可するための協議を実施中である。



ヨットハーバー芦屋



芦屋マリン

まとめ

この1年間で143隻（約2割）の不法係留船が減少しており、その多くが自主撤去（移動）である。この点を踏まえると、遠賀川河口域の不法係留船対策は確実に進んでいる。

なお、遠賀川河口域周辺の既存保管施設（脇田フィッシャリーナ 100隻を含む）の収容余力は500隻程度あり、当面、受け入れ施設は確保されている。

第3回 遠賀川河口域利用対策協議会 資料

項 目

1. 第2期重点的撤去区域の公示について
2. 第3期重点的撤去区域について
3. H24年度以降の対策について
不法係留の再発防止の施策について
他地域の取り組みについて

平成24年2月17日

1. 第2期重点的撤去区域の公示について

『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画』を踏まえ、第1期重点的撤去区域の設定に続き、次年度（平成24年度）から西川上流域の水面を第2期重点的撤去区域とする予定。

(1) 第2期重点的撤去区域の範囲（延長約4km 対象船舶数 45隻）

表-1 第2期重点的撤去区域の範囲

対象河川	範囲	対象船舶数 (不法係留船数)
西川 (国管理区間)	島津橋下流端～JR鹿児島本線鉄橋上流100mまで (延長約3.6km)	40隻
吉原川 (県管理区間)	西川合流点から道管橋下流端まで (延長約0.15km)	2隻
戸切川 (県管理区間)	西川合流点から若松橋下流端まで (延長約0.2km)	3隻

対象船舶数は平成23年9月調査結果

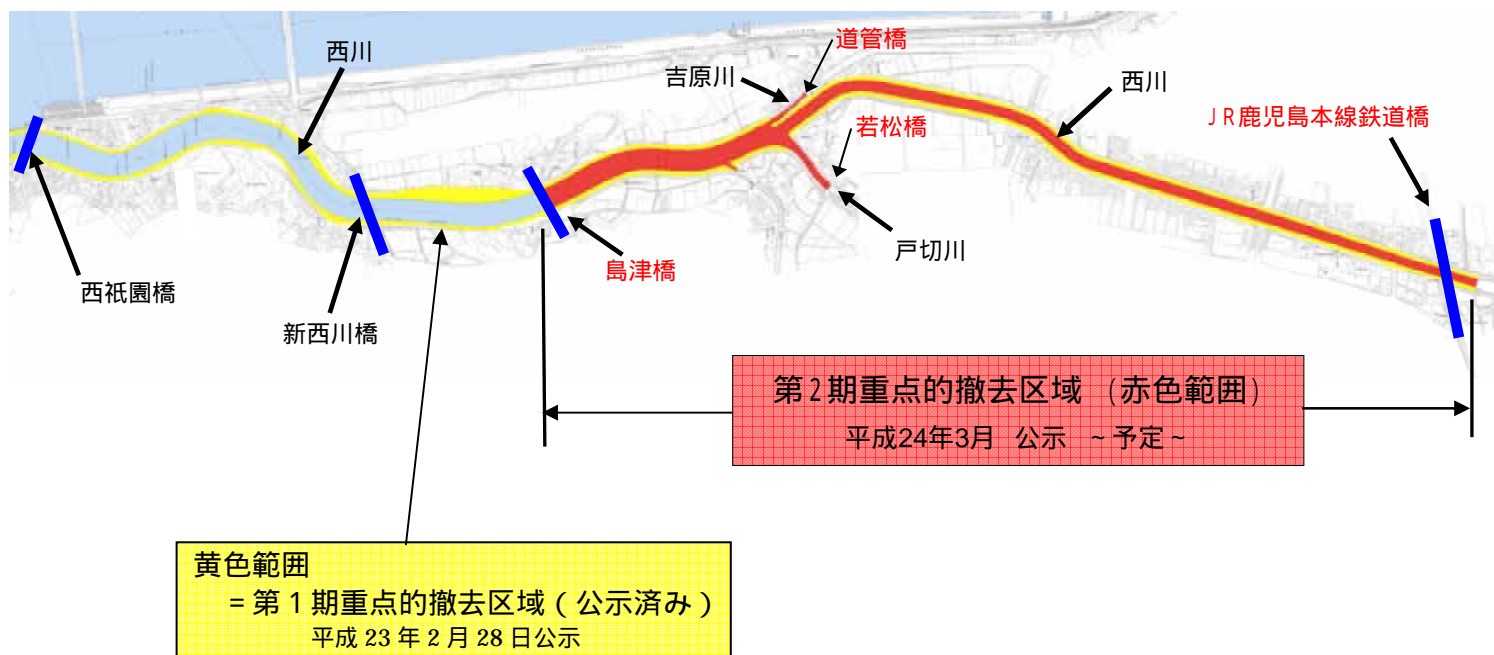


図-1 第2期重点的撤去区域の位置

(2) 第2期重点的撤去区域における対策について

- ・第2期重点的撤去区域は、国管理区間と県管理区間を含むことから、国と県が連携して対策を実施していく。

【 実施済の対策 】

平成23年7月 第2期重点的撤去区域設定を予定していることの周知
(第2期重点的撤去区域に係留している船舶を対象)

所有者判明している船舶所有者への郵送
所有者不明の船舶は、現地へ張り紙を設置

平成23年9月 第2期重点的撤去区域設定を予定していることの再周知
(第2期重点的撤去区域に係留している船舶を対象)

警告チラシにより、平成24年度から重点的撤去区域として設定する予定であることを周知

【 予定 】

平成24年3月 第2期重点的撤去区域設定の“**公示**”を実施(予定)

平成24年3月 河口域の不法係留船“全船舶”に公示情報を“周知”(予定)
所有者判明している船舶所有者への公示情報の郵送
全船舶に公示情報のチラシを設置

平成24年4月 第2期重点的撤去区域における規制措置の“強化”(予定)
4月以降、適宜、所有者が特定されている船舶への指導
なお、指導に従わない場合は、行政代執行の実施
所有者不明の船舶に対しては、簡易代執行、塵芥処理などの実施

【参考 第2期重点的撤去区域の公示内容（案）について】

公 示（案）

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画において、「第2期重点的撤去区域」を次のように定めたので公示する。

関係図書は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所（占用調整課）、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月 日

国土交通省 九州地方整備局長 中嶋 章雅
福岡県知事 小川 洋

1. 河川名

遠賀川水系 西川
遠賀川水系 吉原川
遠賀川水系 戸切川

2. 第2期重点的撤去区域の範囲

西川 島津橋下流端から鹿児島本線鉄道橋上流100mまで
吉原川 西川合流点から道管橋下流端まで
戸切川 西川合流点から若松橋下流端まで

3. 第2期重点的撤去区域における不法係留船対策の実施開始時期

平成24年4月1日

4. 強制的撤去措置に関すること

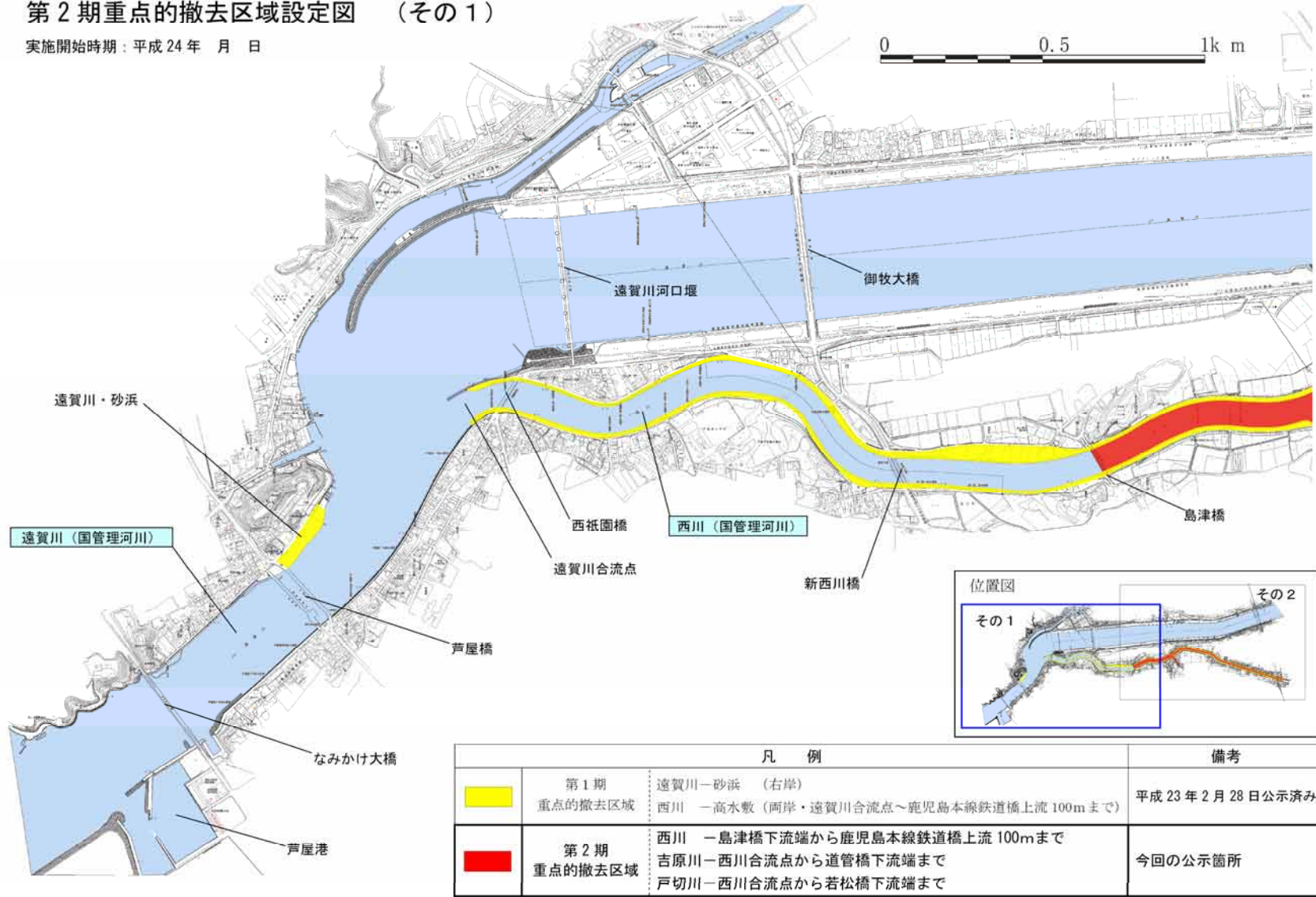
河川法第77条第1項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置栈橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第75条第1項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる。（監督処分を命ずべきものを確知できない場合は、同法第75条第3項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）

命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第2条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

【参考 第2期重点的撤去区域の公示内容(案)について】

第2期重点的撤去区域設定図 (その1)

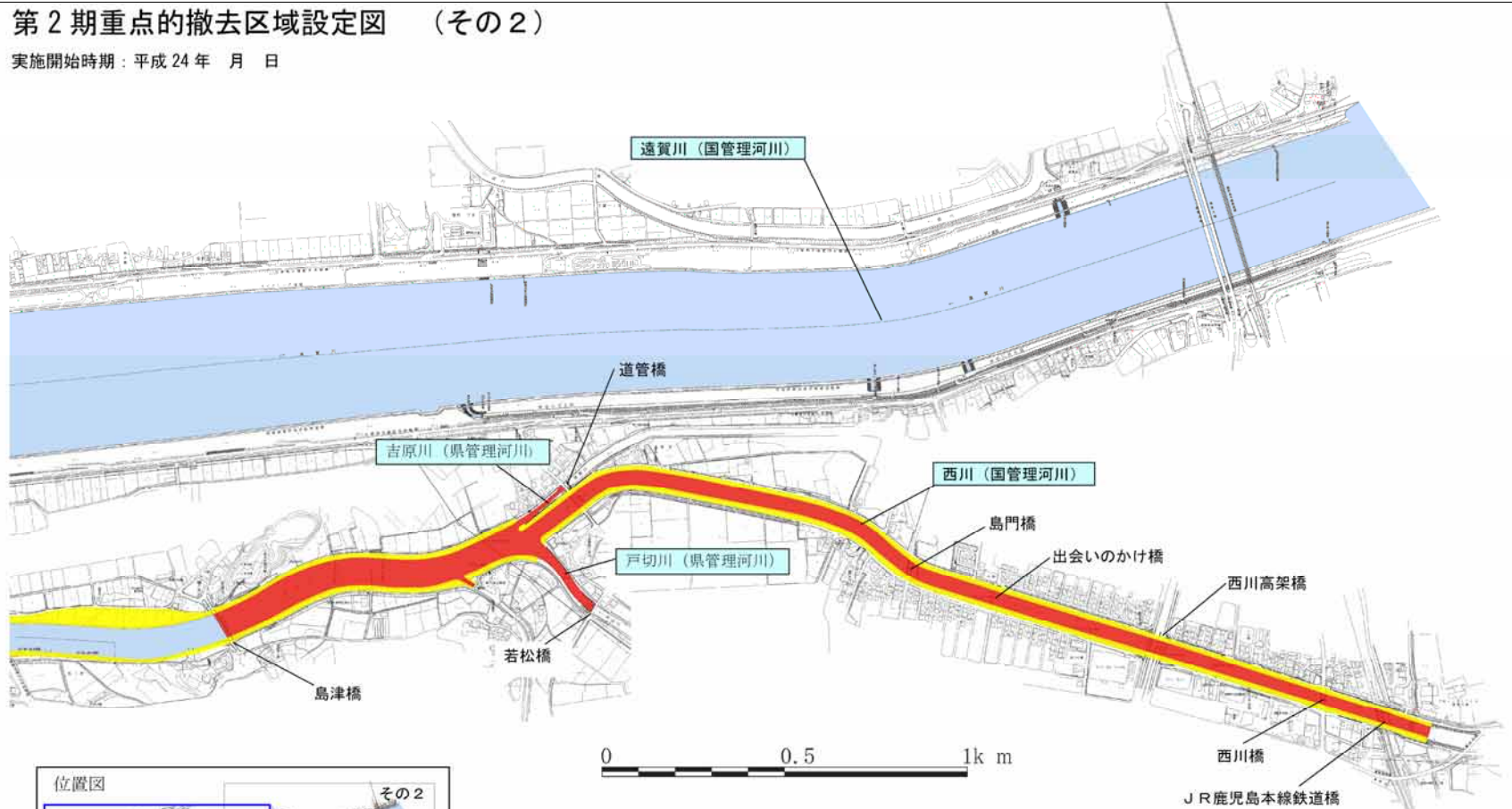
実施開始時期：平成24年 月 日



【参考 第2期重点的撤去区域の公示内容（案）について】

第2期重点的撤去区域設定図（その2）

実施開始時期：平成24年 月 日



凡 例		備考
■	第1期 重点的撤去区域 遠賀川-砂浜（右岸） 西川 -高水敷（兩岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで）	平成23年2月28日公示済み
■	第2期 重点的撤去区域 西川 -島津橋下流端から鹿児島本線鉄道橋上流100mまで 吉原川-西川合流点から道管橋下流端まで 戸切川-西川合流点から若松橋下流端まで	今回の公示箇所

2. 第3期重点的撤去区域について

- ・第2期重点的撤去区域の是正後、第3期重点的撤去区域の設定を実施。
- ・H24年度は、第2期重点的撤去区域是正後、第3期重点的撤去区域と設定することを郵送・警告チラシ等により周知。

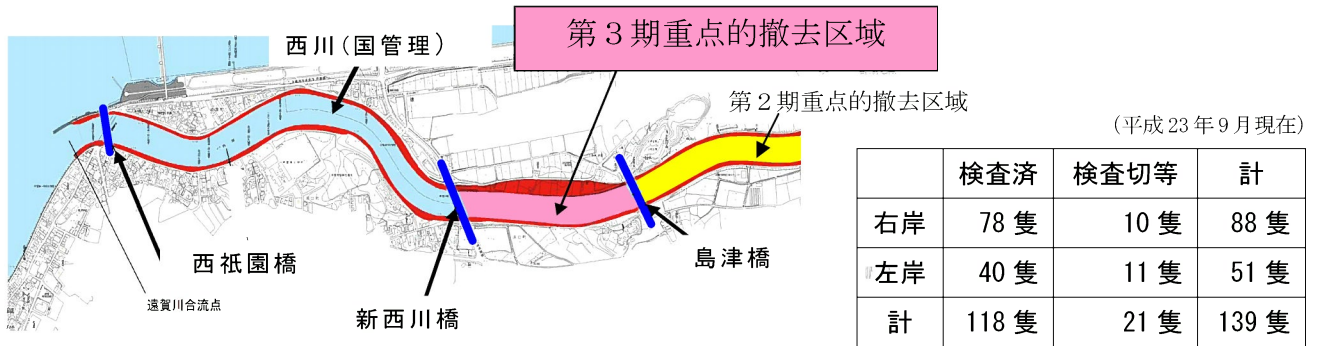
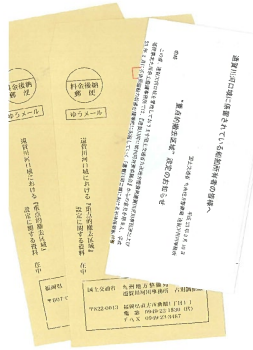


図-2 第3期重点的撤去区域の位置と対象隻数

第3期重点的撤去区域の設定前から重点的撤去区域になることを船舶所有者等に周知



郵送による情報提供



現地でのチラシによる情報提供



図-3 第3期重点的撤去区域の現状

3. H24年度以降の対策について

(1) 不法係留船の再発防止の施策について

- ・設定した重点的撤去区域に、再び不法係留船を係留・放置させないために、下記の施策を実施していく。

係船柱・係留ロープの撤去

所有者が特定できない係船柱や係留ロープは、再び利用されないように撤去していく。



船舶が係留されずに所有者が特定できない係船柱は撤去を進める



船舶が係留されている係船柱は船舶所有者に撤去を求めていく

高水敷へのアクセス制限の強化

今回、一部のアクセス路に車止めを設置した。そこで、今後は、関係機関と連携し、さらに、高水敷へのアクセス路の利用制限を実施していく。



車止めなどの設置によるアクセス制限の実施

(2) 他地域の取り組みについて

官民連携によるパトロールの事例

木曾川（中部地域）では、安全で秩序ある水面利用を図るため、河川管理者、関係自治体、警察、レジャー関係者、漁協関係者などによる合同パトロールを実施し、水面利用のマナーやルールについて周知活動を実施している。



木曾川における合同パトロール風景
木曾川下流河川事務所HPより

他河川で実施している係留防止対策の事例

他河川で実施しているハード的な係留船防止対策。



東京都の事例



中部地整（静岡県）の事例



兵庫県事例

遠賀川河口域における
不法係留船対策に係る計画書

平成23年2月

国土交通省九州地方整備局
福岡県

－ 目 次 －

I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における	
	不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画
1. 不法係留船の現状	2
2. 係留保管施設の現状	2
3. 恒久的な係留保管施設及び暫定的な係留保管施設	3
4. 重点的撤去区域の設定	3
5. 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画	3
II. 規制措置の実施計画	
1. 規制措置の基本方針	6
2. 規制措置の推進	6
3. 規制対象船舶の取扱い	6
4. 規制措置の周知徹底	6
5. 法律に基づく規制手順	6
III. その他	
1. 関係者への広報啓発活動	8
2. 計画推進のための体制と期待される役割	8

I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における

不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画

1. 不法係留船の現状

平成 22 年 9 月の実態調査によれば、遠賀川河口域の各河川には 775 隻の河川法上の不法係留が確認されている。なお、遠賀川河口域では河川区域と港湾区域の重複区域に不法係留は確認されていない。

西川、戸切川、吉原川では、河川の低水護岸部あるいは河岸に係船柱（杭等）を設置し、水面に不法係留している船舶が多く、遠賀川、江川では河岸に単管パイプ等によって簡易な栈橋を設置し水面係留している船舶や、高水敷に放置しているものが多い。なお、不法係留船の船種は全てがプレジャーボートであり、漁船は確認されていない。

また、上記 775 隻については、調査時において船舶検査済票がなく、現状では航行が不能な船舶及び廃船が約 200 隻含まれている。

表-1 不法係留船の現状

(H22.9 時点)

	管理者	右岸	左岸	計
遠賀川	国	135 隻	0 隻	135 隻
西川	国	308 隻	273 隻	581 隻
江川	県	23 隻	25 隻	48 隻
戸切川	県	0 隻	7 隻	7 隻
吉原川	県	4 隻	0 隻	4 隻
計	—	470 隻	305 隻	775 隻



写真-1 西川における係留状況



写真-2 遠賀川における係留状況



写真-3 遠賀川砂浜（高水敷）における放置

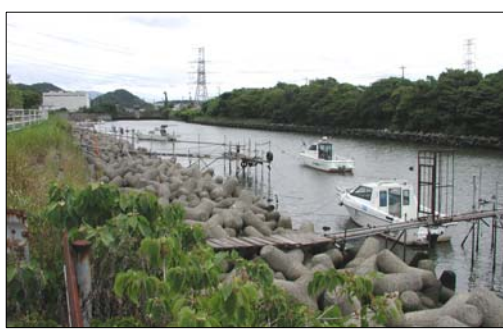


写真-4 江川における係留状況

2. 係留保管施設の現状

遠賀川河口域には、陸上保管が可能な民間係留保管施設（2施設）があるが、これら施設は、河川敷地の利用において河川管理者の占用許可を得ておらず、現在適正な保管施設となっていない。

また、遠賀川河口部には、県営港湾である芦屋港があるが、地域経済における物流港として利用されているため、現在、プレジャーボートの受け入れは実施していない。

一方、遠賀川河口域から約12km離れた北九州市若松区脇田地区では、北九州市が平成24年度開業を目指し、プレジャーボートの係留施設として脇田フィッシャリーナの整備（開業時約100隻係留）を進めている。（将来的には需要動向や財源等を考慮し状況に応じて残り約100隻の係留施設の整備を計画する予定である。）

さらに、遠賀川河口域の周辺市町にもプレジャーボートを受け入れている保管施設が19施設あり、平成22年5月現在、290隻の収容余力（空き）が確認されている。

3. 恒久的及び暫定的な係留保管施設

河川区域内における係留保管施設は、治水、利水および河川環境上支障の無い場合に限って設置することが可能であるが、遠賀川河口域の各河川では、治水上・河川環境上支障があると判断され、恒久的及び暫定的な水面係留保管施設を設置することはできない。

ただし、陸上保管を基本とした保管施設が設置される場合については、遠賀川河口域利用対策協議会が河川水面の利用向上及び適正化に資すると認める船舶係留施設等を整備する者に限り、占用主体として認め、その整備者に、河川管理者が治水上・環境上等の問題を考慮して、河川敷地の占用を許可することができる。その上でこれら保管施設を不法係留船の受け入れ施設として活用していくことも可能である。

また、遠賀川河口部周辺に位置する様々な施設等については、今後の社会動向等を注視しながら、係留保管施設としての利用可能性も考慮していくものとする。

4. 重点的撤去区域の設定

遠賀川河口域の河川特性（治水、環境等）および不法係留船の係留状況を踏まえ、強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川区域（以下「重点的撤去区域」という）を下記のように設定する。

表-2 重点的撤去区域

河川名	管理者	重点的撤去区域の設定範囲
遠賀川	国	遠賀川河口から遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで
西川	国	遠賀川合流点から鹿児島本線鉄道橋上流約100mまで
江川	県	遠賀川合流点から鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋の各下流端まで
戸切川	県	西川合流点から若松橋下流端まで
吉原川	県	西川合流点から道管橋下流端まで

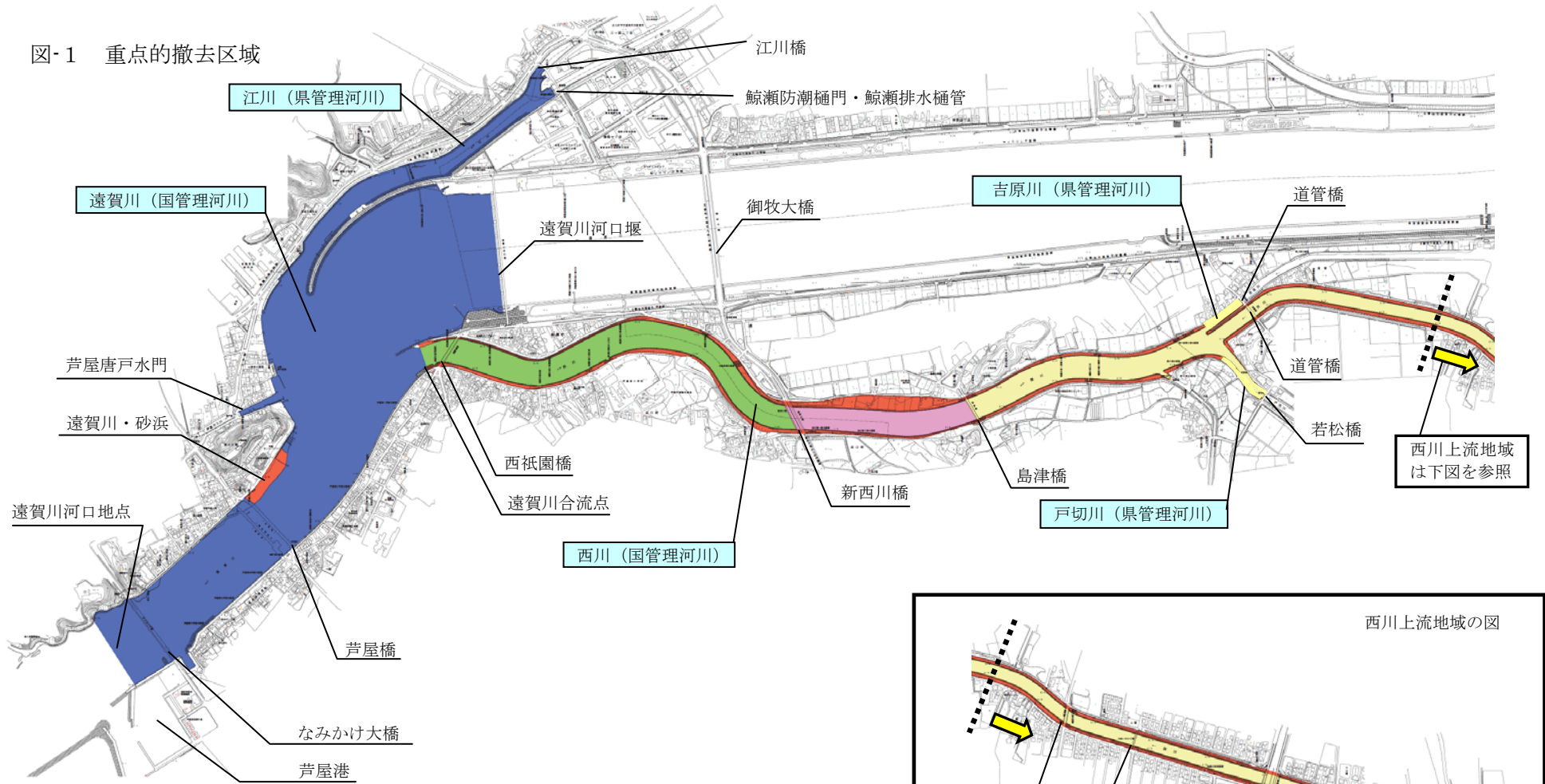
5. 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画

遠賀川河口域周辺には、既存の係留保管施設に収容余力（空き）があること。また、平成 24 年には近隣に脇田フィッシャリーナが開業することを踏まえ、重点的撤去区域を順次拡大し適正な水面環境を確保していくものとする。

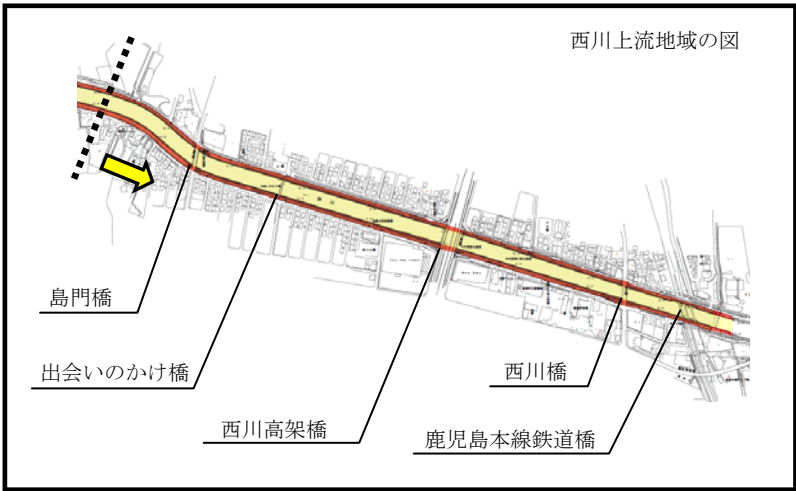
重点的撤去区域の拡大は、図-1 に示すように第 1 期から第 5 期に分けて実施していくものとする。設定時期は、第 1 期を平成 23 年度、第 2 期を平成 24 年度とし、それ以降は不法係留船の係留状況・係留保管施設の保管状況等を踏まえながら対応し、最終的に、遠賀川河口域全体を重点的撤去区域としていくものとする。

なお、重点的撤去区域以外の河川水面においては、新たに不法係留船を発生させないように行政指導等の適切な河川管理を実施していくものとする。

図-1 重点的撤去区域



重点的撤去区域	
■ 第1期	西川 高水敷（兩岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで） 遠賀川 砂浜（右岸）
■ 第2期	西川 （島津橋下流端～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで） 戸切川（西川合流点～若松橋下流端まで） 吉原川（西川合流点～道管橋下流端まで）
■ 第3期	西川（新西川橋下流端～島津橋下流端まで）
■ 第4期	西川（遠賀川合流点～新西川橋下流端まで）
■ 第5期	遠賀川（遠賀川河口～遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで） 江川（遠賀川合流点～鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋 各下流端まで）



0 0.5 1km

Ⅱ. 規制措置の実施計画

1. 規制措置の基本方針

重点的撤去区域においては、不法係留船に対して積極的に行政指導・簡易代執行・行政代執行等の措置を講じていく。なお、不法係留船に付随する栈橋・倉庫・係留柱・係留環などの不法工作物についても同様の措置を講じていくものとする。

2. 規制措置の推進

関係機関、関係団体等の協力を得て積極的に代執行等の規制措置を実施するものとする。遠賀川河口域周辺にある民間マリーナや今後整備される脇田フィッシャリーナにおける収容余力（空き）等を活用し、重点的撤去区域を順次拡大していくものとする。

3. 規制対象船舶の取扱い

遠賀川河口域に不法係留されている船舶は、原則、全てを対象として規制措置を実施していくものとする。

4. 規制措置の周知徹底

規制措置を効果的に実施していくためには、事前にプレジャーボートの所有者のみならず関係機関や関係団体等に広く周知することが必要である。

このため、河川管理者（国・県）は、地元自治体、マリーナ事業者及びプレジャーボート販売事業者などと連携し種々の方法を活用し、積極的に広報や周知活動を行うものとする。

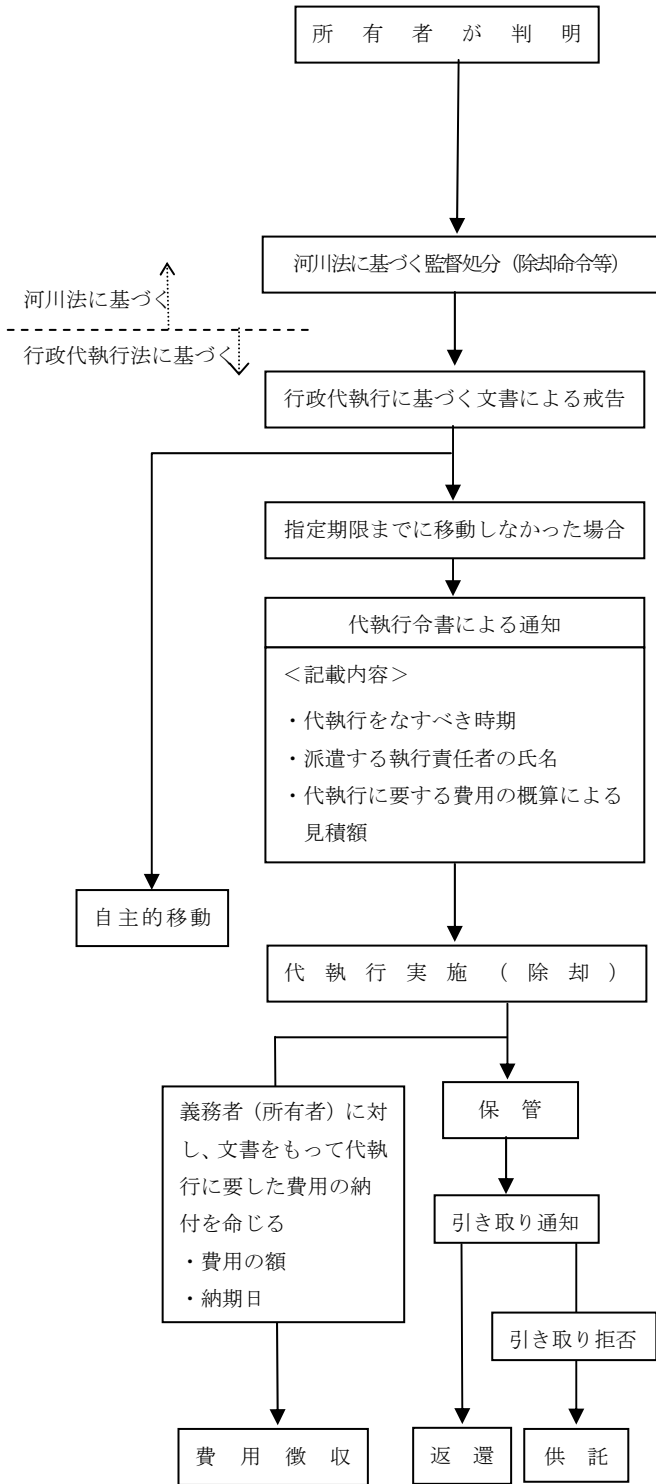
5. 法律に基づく規制手順

所有者確知において過失が無く、監督処分を命ずべき所有者が不明な場合は、河川法に基づく簡易代執行を実施し、所有者が判明している場合は、監督処分の後、行政代執行法の手続きに従って行う。（図－２）

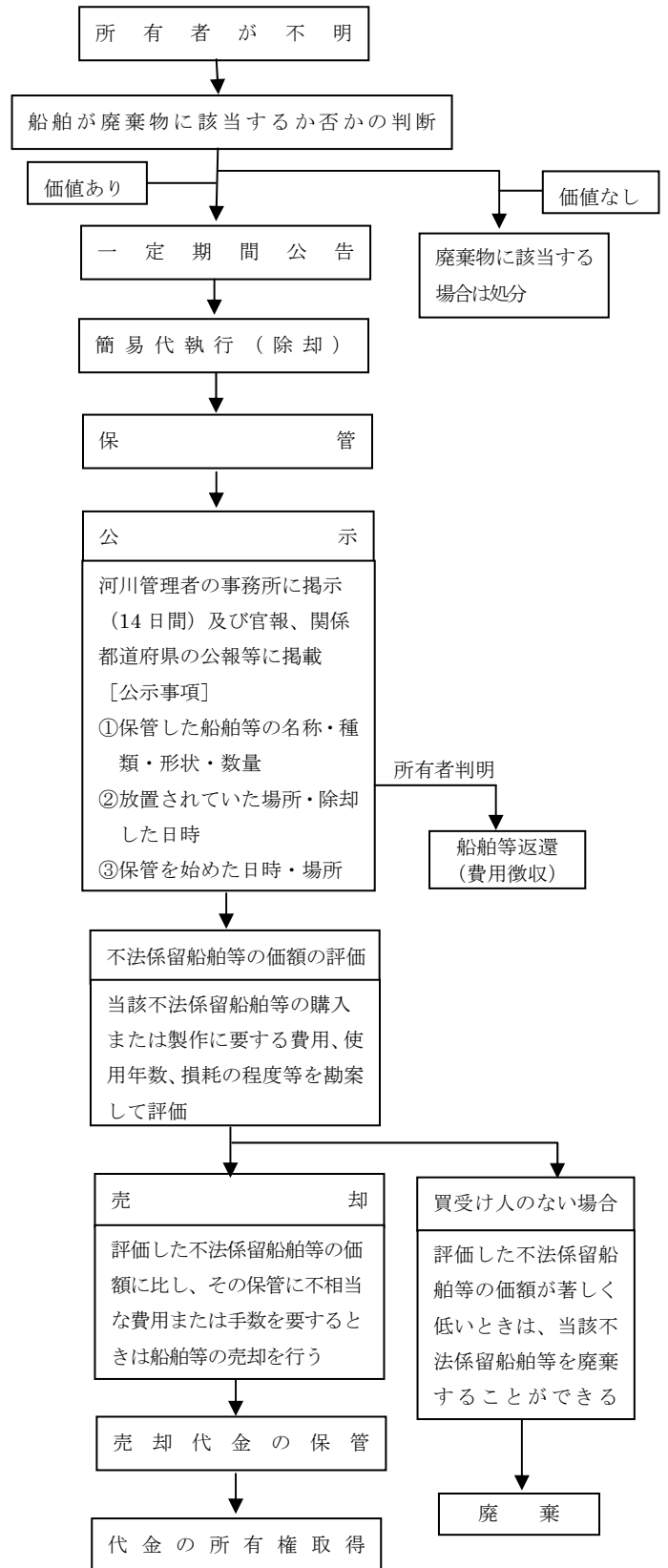
なお、特に悪質な不法行為者に対しては、刑事告発を実施する。

図-2 法律に基づく規制手順

[行政代執行法に基づく手順]



[河川法に基づく手順]



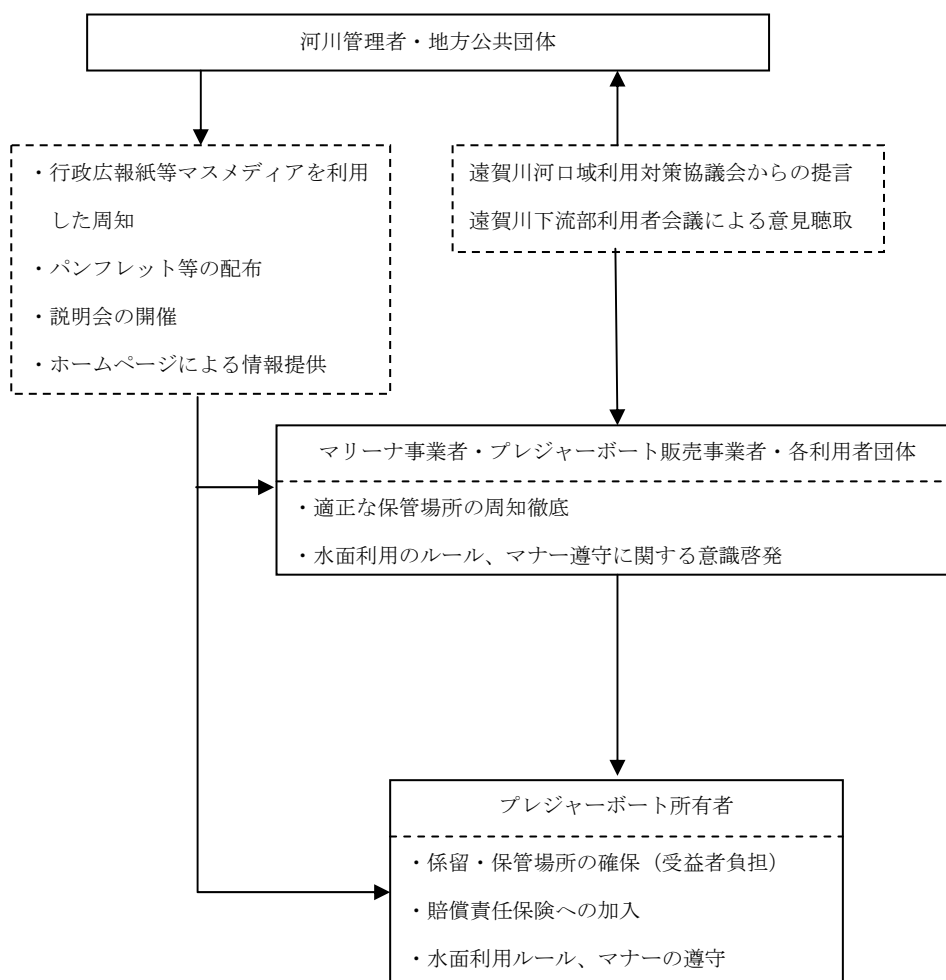
Ⅲ. その他

1. 関係者への広報啓発活動

水面利用の秩序の確立や係留・保管の適正化を図るためには、プレジャーボート所有者の自己責任の原則を前提にしながら、関係者の責務を明確にし、水面利用のルールやマナーの遵守等について、意識の啓発活動を行う必要がある。

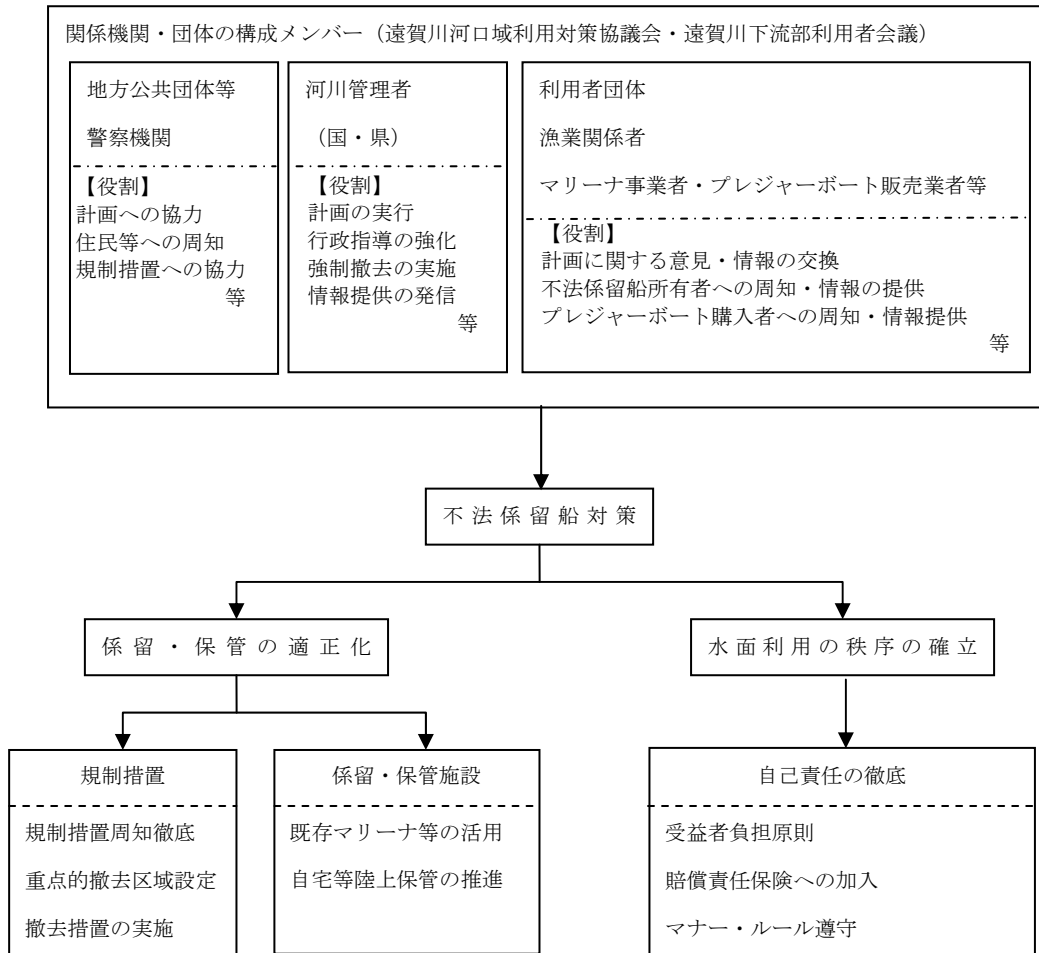
特にマリーナ事業者等においてはプレジャーボート利用者等と直接相対する立場にあり、係留保管に関する情報の提供やルール・マナーの遵守等の意識、啓発活動に積極的な役割を果たすことが望まれる。

そこで、各河川管理者は地方公共団体や各種事業者と情報交換や調整を行う等連携を図りつつ、広く情報提供や啓発活動を実施することとする。



2. 計画推進のための体制と期待される役割

プレジャーボートの水面利用の秩序を確立し、係留保管の適正化を図るためには河川管理者による取り組みだけでなく、関係地方公共団体、警察機関等の他、マリナー事業者、利用者団体、漁業関係者等が相互に連携を強化する必要がある。そのため、定期的な情報交換や連絡調整を積極的に実施し必要な対策を講じていくこととする。



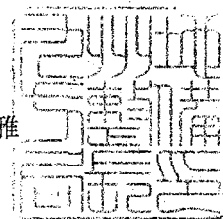
公 示

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画において、「第1期重点的撤去区域」を次のように定めたので公示する。

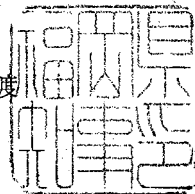
関係図書は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所（占用調整課）、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年2月28日

国土交通省 九州地方整備局長 中嶋 章雅



福岡県知事 麻生 渡



1. 河川名

遠賀川水系 遠賀川
遠賀川水系 西川

2. 第1期重点的撤去区域の範囲

遠賀川
遠賀川砂浜・右岸（河口から0.950km付近）
西川
西川高水敷・両岸（遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで）

3. 第1期重点的撤去区域における不法係留船対策の実施開始時期

平成23年6月1日

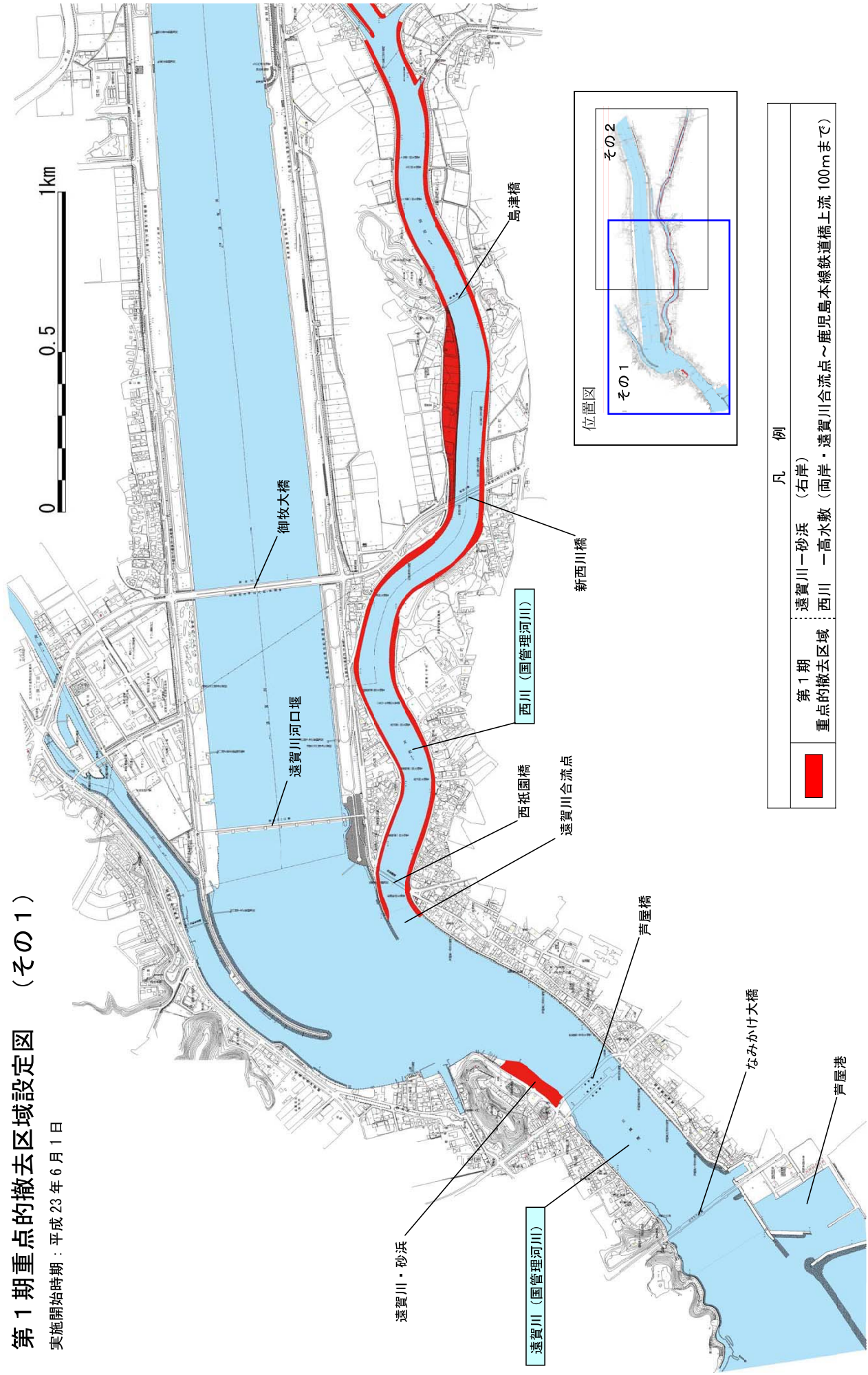
4. 強制的撤去措置に関すること

河川法第77条第1項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置栈橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第75条第1項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる。（監督処分を命ずべき者を確知できない場合は、同法第75条第3項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）

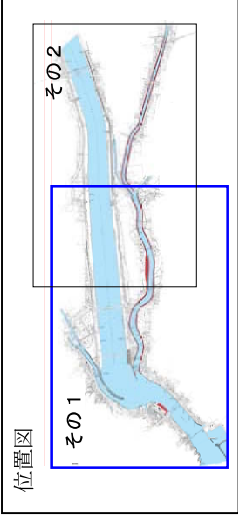
命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第2条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

第1期重点的撤去区域設定図 (その1)

実施開始時期：平成23年6月1日

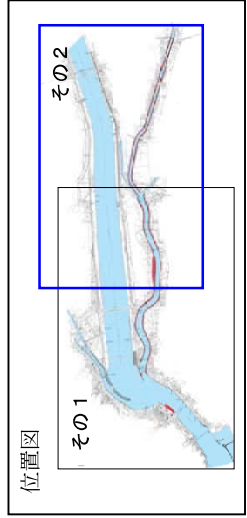
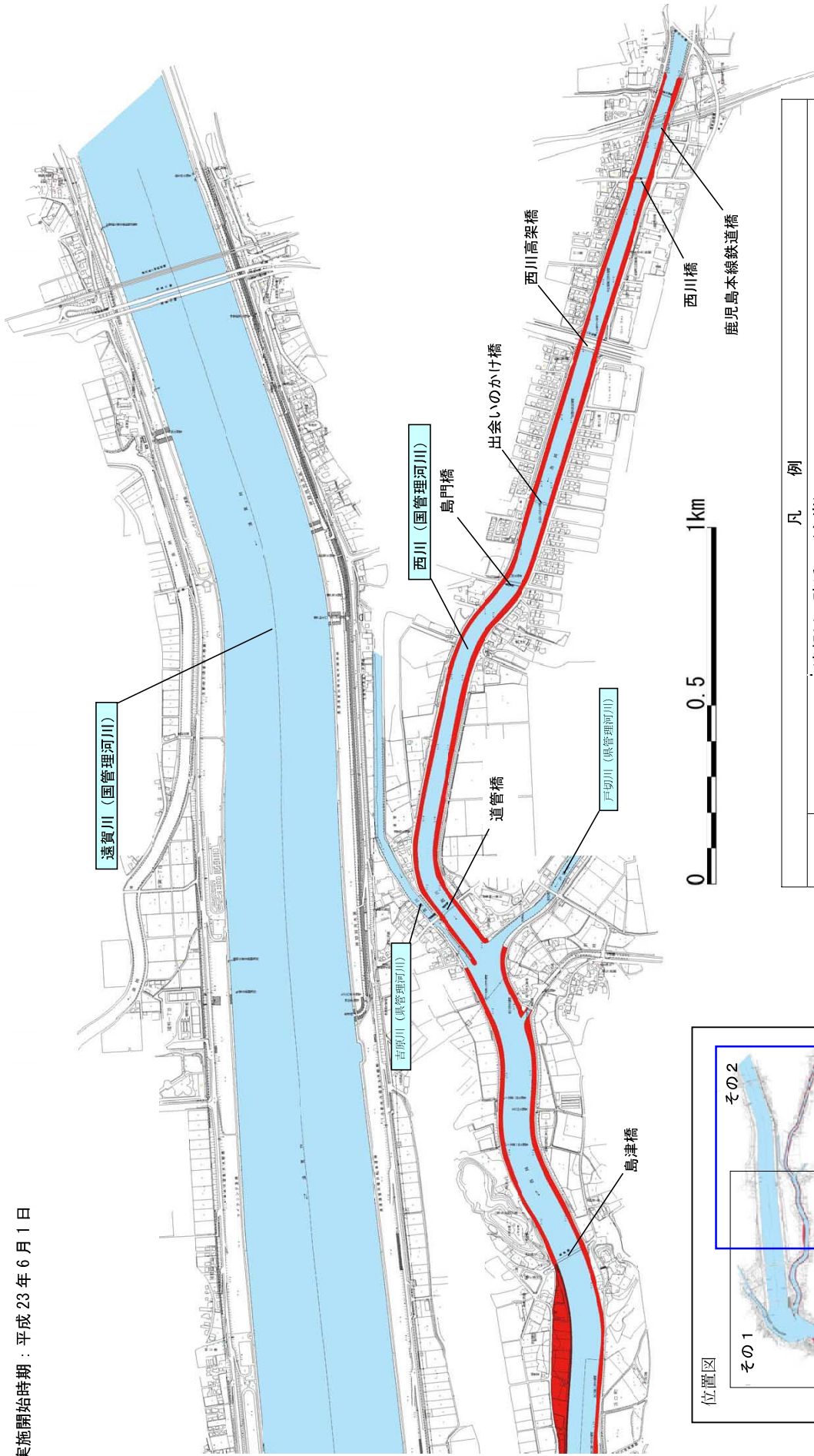


凡 例	
	第1期重点的撤去区域
---	遠賀川一砂浜 (右岸)
---	西川 (国管理河川)
---	遠賀川合流点～鹿兒島本線鉄道橋上流 100mまで)



第1期重点的撤去区域設定図 (その2)

実施開始時期：平成23年6月1日



凡 例	
■	第1期 重点的撤去区域
---	遠賀川一砂浜 (右岸)
---	西川 一高水敷 (両岸・遠賀川合流点～鹿見島本線鉄道橋上流 100mまで)

河川内の無断係留は違法です！

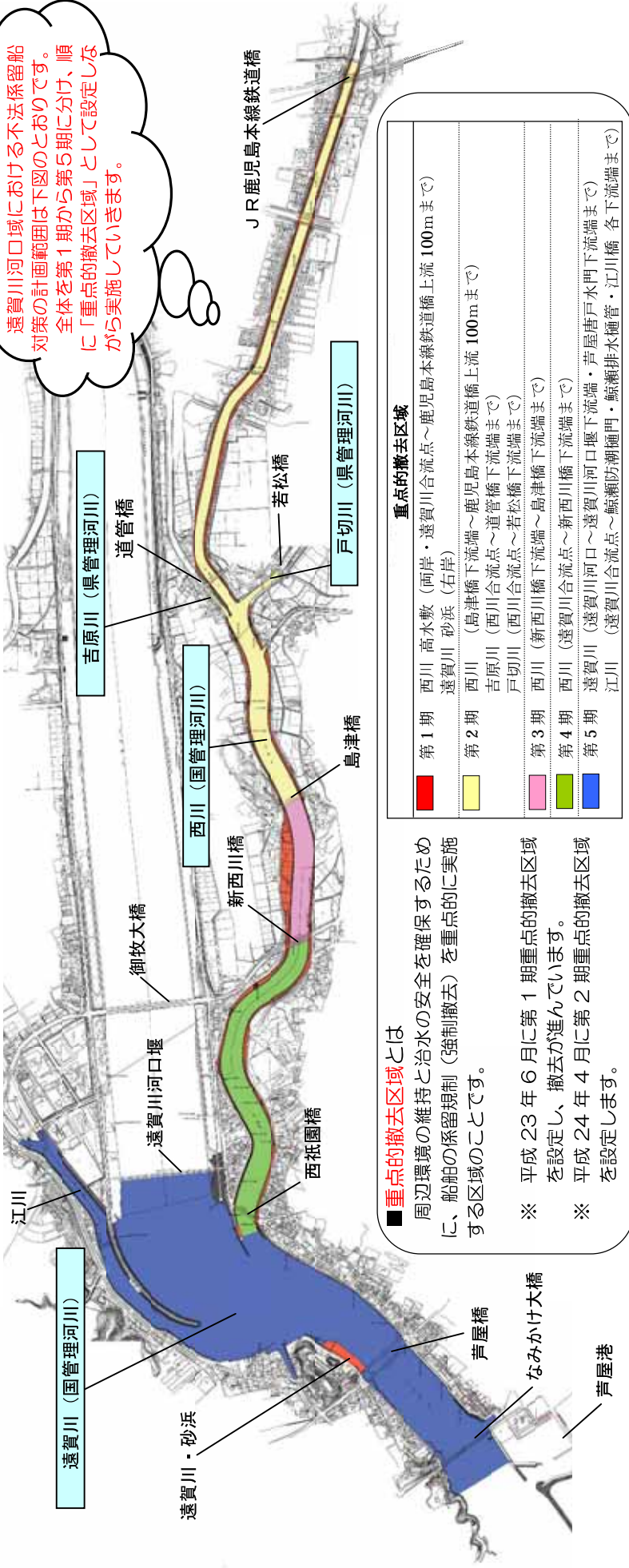


河川区域内（護岸等）に、河川管理者の許可を受けずに工作物を設置し船舶に係留することは、河川法に違反しています。

遠賀川の河口域では、現在、不法係留船対策が進んでいます。
詳しくは裏面をご覧ください。

国土交通省 遠賀川河川事務所 ・ 福岡県 北九州県土整備事務所

《遠賀川河口域の不法係留船対策》



■重点的撤去区域とは
周辺環境の維持と治水の安全を確保するために、船舶の係留規制（強制撤去）を重点的に実施する区域のことです。

※ 平成23年6月に第1期重点的撤去区域を設定し、撤去が進んでいます。

※ 平成24年4月に第2期重点的撤去区域を設定します。

遠賀川河口域の各河川に河川管理者の許可を得ずに係留されている多数の船舶は、大雨や高潮時に洪水の安全な流下を阻害する障害物となる可能性があることから、河川管理上の問題となっています。また、周辺住民に対する騒音、ゴミ投棄や違法駐車などの迷惑行為が環境上の問題ともなっています。これを改善し、秩序ある安全な河川空間と適正な水面利用を図るため、河川管理者である国土交通省九州地方整備局と福岡県は、平成23年2月に連名で「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」を策定しました。

この計画にもとづき、遠賀川河口域においては順次重点的撤去区域を設定し、**不法係留船に対して強制撤去も含む指導を強化していきます。**詳しくは、下記の行政機関にお問い合わせください。国土交通省 遠賀川河川事務所のホームページ（不法係留船対策）をご覧ください。

◆ 国が管理する“遠賀川（汐入川を含む）・西川”に関して
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課
〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
電話 0949-22-1830（代） メールアドレス onga@qsr.mlit.go.jp

◆ 県が管理する“吉原川・戸切川・江川”に関して
福岡県 北九州県土整備事務所 用地課
〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-7-1 八幡総合庁舎内
電話 093-691-2764 メールアドレス kitakyu-ld@pref.fukuoka.lg.jp